くろまぐろ型の数量管理に関する新潟県計画（試行）

平成 28 年 7 月 1 日

第１　太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

１　太平洋くろまぐろは、資源水準が低下しており、中西部太平洋くろまぐろ類委員会（WCPFC）において資源回復のための保存管理措置が採択されている。このため、国際約束を履行し資源の回復を図るには、漁獲量の適切な管理が必要である。

２　本県沖合を回遊する太平洋くろまぐろは、年変動が大きいものの主に定置網漁業で漁獲されるほか、はえ縄漁業、一本釣り漁業によっても漁獲されている。

３　このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るには、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることが必要である。

４　このことから、漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

５　また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産海洋研究所及び国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

６　太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、引き続き漁業者等による自主的な資源管理型漁業を推進する。

第２　太平洋くろまぐろの漁獲可能量について新潟県に定められた数量に関する事項 及び

第３　太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

１　太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）について、日本海北部ブロック及び定置網の共同管理の期間別漁獲上限は次表のとおりである。

	平成28年の知事管理量	管理の対象となる期間	構 成 道 府 県
日本海北部ブロック（定置網以外の管理分）	８０．５トン	第二管理期間	（グループ）北海道、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県
定置網の共同管理分	４８２．１トン		北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県

２　太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚について、国の基本計画第５の１の（２）に定めるように、我が国全体の漁獲量が 4,882 トンを超えないよう管理する。

第４　太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、水産庁提示ルール（平成28年１月４日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知）、）日本海北部ブロックの管理規程及び第２管理期間における定置網の共同管理に関する基本的枠組みに基づき管理を実施することとし、第２及び第３の１に示した小型魚の知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

１　第２及び第３の１に示した小型魚の知事管理量のうち本県の漁獲上限の目安は次の表のとおりとする。

本県の漁獲上限の目安	定置漁業	５４．４トン
	定置漁業以外	１．１トン

２　本県の採捕の種類別の時期別漁獲上限の目安は次表のとおりとし、関係漁協及び所属漁業者は、この漁獲上限値を超過しないよう努める。

期間	数量（平成28年7月からの累計）	
	定置漁業	定置以外の漁業
平成28年10月末まで	１．８トン	１．１トン
平成28年２月末まで	１８．０トン	
平成29年 6月末まで	５４．４トン	

３　定置漁業

（１）通常時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
・　休漁日を設定する。

（２）本県の漁獲上限の目安の７割到達時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（３）本県の漁獲上限の目安の８割到達時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（４）本県の漁獲上限の目安の９割到達時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（５）本県の漁獲上限の目安の９割５分到達時

・　30 キログラム未満の生きている個体全ての放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。
・　２月から４月の期間については、網起こし回数の抑制実施に取り組む。

４　釣り漁業、はえ縄漁業等（定置以外の漁業）

（１）通常時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
・　休漁日を設定する。

（２）本県の漁獲上限の目安の７割到達時

・　２キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（３）本県の漁獲上限の目安の８割到達時

・　10 キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（４）本県の漁獲上限の目安の９割到達時

・　20 キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。

（５）本県の漁獲上限の目安の９割５分到達時

・　30 キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
・　休漁日を設定する。
・　30 キログラム未満個体の目的操業を自粛する。

５　水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。

６　第２及び第３の１に示した知事管理数量又は漁獲上限の目安の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、（水産庁からの助言を必要に応じて得ながら、）一定割合に達した時点で警報等（７割で注意報、８割で警報、９割で特別警報）を発出し、９割５分超過の際は操業自粛を要請する。

なお、定置網の共同管理については、第２管理期間における定置網の共同管理に係る基本的枠組みにより、警報や操業自粛を要請する。

７　遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

（１）漁業者の取組みについて周知を図る。

（２）漁業者に対して警報を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

（３）漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛を要請する。

第５　その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

１　水産庁提示ルール、日本海北部ブロックの管理規程及び第２管理期間における定置網の共同管理に関する基本的枠組みに基づき、漁獲が積み上がった場合には、次のとおりの頻度で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

（１）定置については、月別漁獲の特徴を踏まえて以下のとおりとする。

①　通常時：月１回（１～末日）

②　１～２月、５～６月：月２回（１～15 日、16 日～末日）

（２）定置以外の漁業については、第２及び第３の１に示した採捕の種類別の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。

①　通常時：月１回（１～末日）

②　７月、６月：月２回（１～15 日、16 日～末日）

２　上記１に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、共同で管理する各都道府県に通知する。